

あんしん Life

2

February

2024

Vol.616

誌面P7

JAPAN HERITAGE
日本遺産
を巡る



「海と都をつなぐ若狭往来文化遺産群
～御食国若狭と鯖街道～」

の動画がご覧いただけます

※動画は予告なく終了する場合があります。



雪に覆われる熊川宿の番所跡。鯖街道を行き来する人々に往来手形が発行されていた。(福井県若狭町)



男性の「育休義務化」にどう対応？

中小企業の育休制度を整えるには

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「資本を循環させ持続社会をつくる『里山資本主義』とは」

株式会社日本総合研究所 主席研究員 藻谷浩介さん

社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

「現社長が65歳未満の場合の財産権承継」



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌



男性の「育休義務化」にどう対応？

中小企業の育休制度を整えるには

監修 新田香織氏



社会保険労務士法人グラス代表。特定社会保険労務士。ダイバーシティ全般を専門分野とし、仕事と育児・介護の両立、女性活躍、ハラスメント防止などの研修・コンサルティングを多数実施。著書に『さあ、育休後からはじめよう』（共著、労働調査会）など。

2022年に育児・介護休業法が改正され、事業主に対して労働者への男性育休の周知などが義務化されました。中小企業にとって男性育休はまだハードルが高いといえそうですが、このような従業員の仕事と生活の両立を支援する取組みは、採用面や企業防衛にメリットをもたらします。本号では中小企業で育休制度を進めていくためのポイントを、特定社会保険労務士の新田香織氏に聞きました。

育休に関する法律改正のポイント

育児・介護休業法は、出産・育児・介護と仕事を両立するための法律です。2022年4月と10月には、「男女とも仕事と育児を両立できるように」という視点から以下のような改正が行われました。

4月の改正では、**雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置が義務化**され、事業主は、育児休業・産後パパ育休に関する**①研修の実施、②相談窓口の設置、③事例の収集・提供、④制度と育休取得促進に関する方針の周知**、のいずれかの措置を講じなければならなくなりました。本人または配偶者の妊娠・出産などを申し出た労働者に対しては、**個別に育休制度などに関する周知事項を知らせ、取得意向の確認を行わなければなりません。**

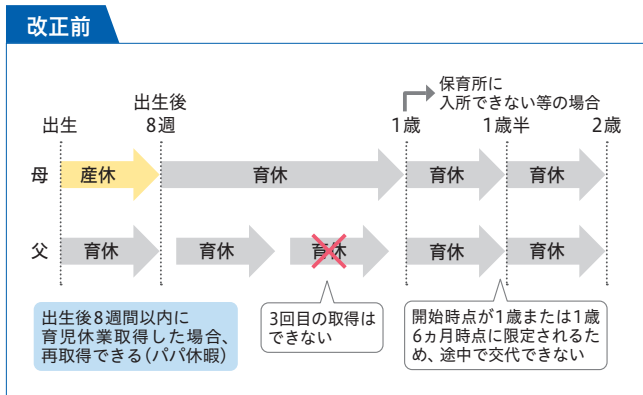
10月の改正では、通称「**産後パパ育休**」（出生時育児休業）が創設されました。育休とは別に取得可能で、**子の出生後8週間以内に4週間を限度として2回に分けた取得が可能です。**また、原則として子が1歳（最長2歳）まで取れる育休も、**夫婦ともに2回に分けた取得が可能**になりました。なお、育休中は原則就業不可ですが、**産後パパ育休は労働者が合意した範囲で休業中に就労することも可能**となりました。「一時就労が可能になったことで、特に中小企業にとっては男性の育休への理解が得やすくなったのではないのでしょうか」（新田氏）。

キーワード解説 育休とは

育休は「育児休業」の略で、原則として1歳（最長2歳）までの子どもを養育するための休業として育児・介護休業法で定められており、事業主に申請すれば男女問わず取得できます。正社員に限らず、パートやアルバイトも取得できますが、労使協定により「雇用されてから1年に満たない」「1週間の所定労働日数が2日以下」の場合などが対象外とされています。

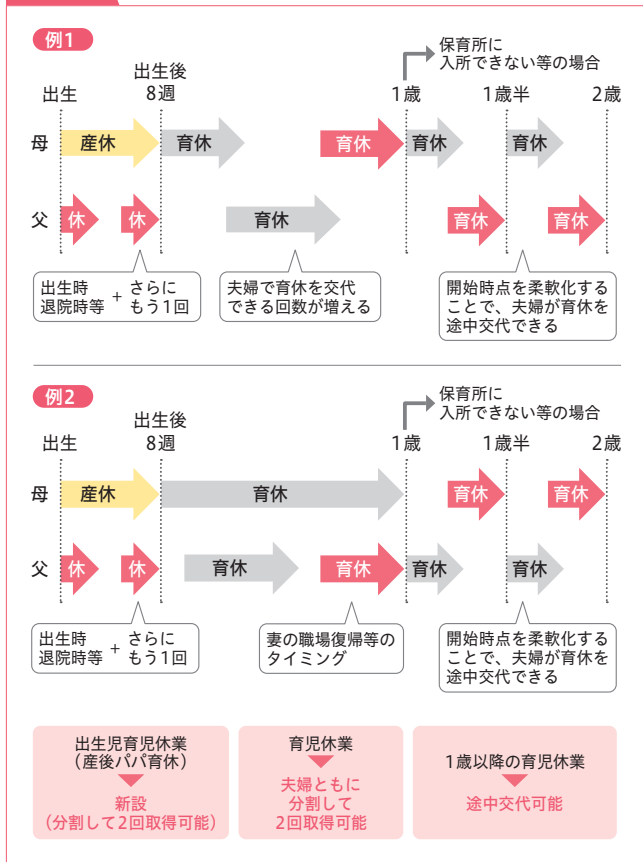


図1 改正前・後の働き方・休み方のイメージ(例)



2022年10月～

改正後 → ピンク色の矢印が改正で新たにできるようになったこと



出典：厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」をもとに作成

若者の意識が変化し、男性の育休取得率は徐々に増加

男女の育休取得率の推移を見ると、**図2**のとおり、女性は十数年前から80%以上です。一方、**男性は非常に低い率で推移してきましたが、ここ3年ほどで徐々に増えています。**背景には、社会全体における男女の仕事と育児の両立への理解促進と、それに伴う企業の働き方改革の推進などがあります。また、育児・介護休業法の改正や、コロナ禍によるリモートワークの普及も影響していると考えられます。

このような社会背景はありつつも、育休という「労働力不足で職場が困る」というイメージを抱きがちで、人手の少ない中小企業では、男性の育休の推進は、やりにくいのが本音かもしれません。しかし、「人手不足だからこそ育休を整備するべき」と新田氏。

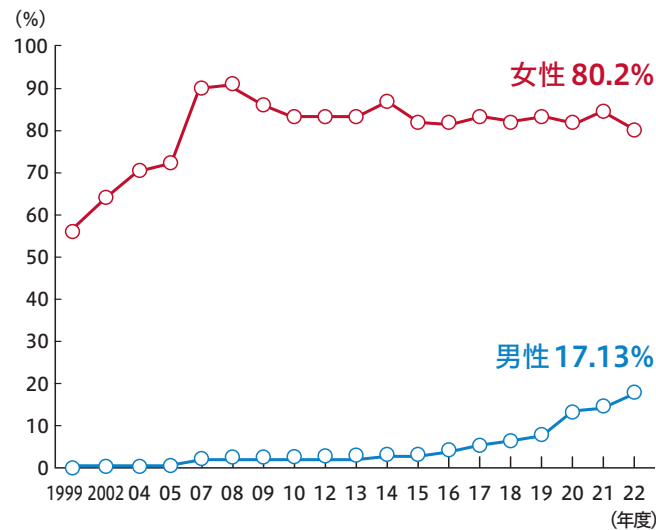
「若手が入ってこないという悩みを抱える中小企業も多いですが、**いまの若手は男性も積極的に育児に参加したいと考える世代です(図3)。**育休が取れないために若手従業員のモチベーションが下がり転職してしまうことで、企業はかえって労働力不足に陥ってしまうかもしれません。優れた人材を確保し、企業を存続させるためにも育休の整備は重要といえるでしょう」（新田氏）。

企業にも多くのメリットをもたらす育休制度

中小企業にとって、育休推進は人材確保面以外にもさまざまなメリットがあります（右記参照）。育休を推進するためには業務改善を伴うため、業務の効率化や、今後増えていく介護離職防止にもつながると考えられます。「育休推進をきっかけに誰もが働きやすい職場環境を整えることで、従業員の仕事へのモチベーションがアップし、会社への貢献意欲が高まり、労働生産性や企業価値向上も期待できるでしょう」（新田氏）。

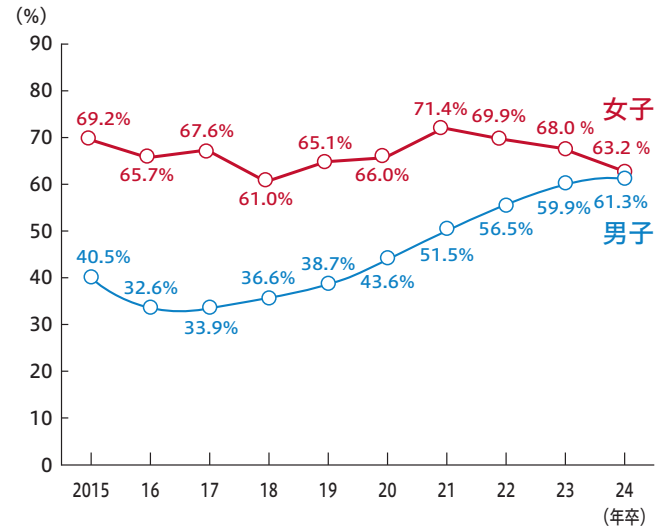
2022年10月の改正で、「産後パパ育休」が創設され、通常の育休も分割取得が可能となり、**男女ともに、これまでよりも柔軟な育休取得が可能**となりました。「育児休業を長く取りたい人もいれば、夫婦間で話し合った結果、必要な時期に短期で取りたいという要望も多くありますので、はじめから『男性の育休は無理』と決めつけるのは禁物です。また産後パパ育休中であれば就労も可能なので、労使間で合意のうえ、テレワークなどをうまく組み合わせながら育児と仕事の両立を工夫してみましょう」（新田氏）。

図2 男女の育児休業取得率



出典：厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」

図3 育児休業取得を希望している割合



出典：マイナビ「2024年卒大学生のライフスタイル調査」

「子育てについて、あなたの考えに近いものを選んでください。」という質問に「育児休業をとって子育てしたい」と回答した割合推移
【調査対象】マイナビ2024会員のうち2024年春に卒業予定の大学生・大学院生
【有効回答数】3,106名

中小企業における育休推進のメリット

①従業員の満足度の向上

育休取得者に限らず誰もが働きやすい職場環境になる。

②業務の改善・効率化

テレワーク、時差通勤、フレックス制などの導入、仕事の見える化。

③企業のイメージ・信頼度の向上

柔軟な働き方ができる会社という印象が強まる。

④優秀な人材確保につながる

いまの時代、育児環境が整備されている企業は評価される。

⑤助成金取得できる

会社として活用できる助成制度がある(5ページ参照)。

中小企業の男性育休取得事例



新しくなった制度や、それに対応した職場環境の工夫、育休取得者との従業員、また企業側との協力体制など、男性の育児休業を実現している中小企業の事例をご紹介します。事例を参考にしながら、自社に合う育休整備の仕方を検討してみましょう。

事例1 早めの相談と育休中の一時出社で業務への影響を最小限に

製造業／従業員数約30名

●育休取得の状況

従業員Aは、第2子出生後から14日間の産後パパ育休を取得した。

●職場での対応

Aから、育休を希望する時期の半年以上前に相談があったため、十分な準備期間が取れた。同じ部署の従業員5名と話し合いのうえ、育休中は代替要員は採らずに部署内で対応。育休に入る前に、業務の引き継ぎや情報共有を行った。

●育休取得の結果

Aの合意の下、育休中も週1日は短時間のみ出社し、確認作業などを行ったため、Aが担当していた業務もスムーズに継続できた。



育休取得希望者にできるだけ早く相談してもらうのは重要なポイント。業務の引き継ぎ、休業中の体制など、育児支援には十分な準備期間が必要です。従業員には、取得日数や期間が確定していなくてもよいので、早めに相談するよう声をかけましょう。

事例2 システムを見直し、テレワーク導入で急な育休希望に対応

不動産業／従業員数約10名

●育休取得の状況

従業員Bは第1子出生後、妻の疲労がたまっていたため、急ぎの申請で1ヵ月の育休を取得した。

●職場での対応

育休取得までの準備期間は十分ではなかったが、この機会にと社内の働き方を見直し、テレワークを導入。業務でトラブルがあった際などには、Bにテレワークによる一時的・臨時的な就労を依頼できる体制を整えた。復帰後も時短やフレックス制導入による育児支援を実施した。

●育休取得の結果

Bが一時的・臨時的なテレワークでトラブル対応をしたため、業務の混乱は避けられた。



テレワークや時短、フレックス制などを導入すれば、育休取得へのハードルが下がるうえ、フォローする他の従業員も働きやすくなるはずです。育休をきっかけに、仕事のやり方を見直し、これらの導入を検討してみるとよいでしょう。

事例3 前例時に創設していた育児目的休暇を活用してスピーディーに対応

サービス業／従業員数約50名

●育休取得の状況

従業員Cは第1子出生後に5日間の産後パパ育休を取得。また、妻の職場復帰のタイミングで10日間の育休を取得した。

●職場での対応

職場で2人目の男性育休取得であり、育休のほかに、1人目の時に創設した育児目的休暇(右記参照)も活用。すでに申請や手続き方法が決まっていたため、全体的に円滑に手続きを行うことができた。

●育休取得の結果

Cが子の保育園探しや入園手続きをする際、育児目的休暇が役立った。他の従業員からも「仕事と家庭の両立に活用したい」という声が聞かれた。



育児目的休暇は、企業ごとに自由に設定でき、煩雑な手続きを避けてスピーディーに対応できるのが利点です。助成金(5ページ参照)の受給要件にもなっています。

キーワード解説 育児目的休暇とは

従業員の福利厚生として、就業規則で「育児目的休暇」を定める方法も中小企業が取り組みやすい育休支援策です。休暇の目的、取得の条件、有給か無給かなどは、企業が任意で設定します。育児・介護休業法では、育休制度以外に、育児を目的とした休暇制度を設けることが事業主の努力義務となっており、両立支援等助成金の出生時両立支援コースで助成金(5ページ参照)の受給要件となっています。

規定例

第〇条(育児目的休暇)

1 子が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出生予定の従業員及びその配偶者(日雇従業員を除く。以下同じ。)並びに出生後8週間以内の子を養育する従業員は、配偶者の出産支援や育児のために、1年間につき〇日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員も、1年間につき〇日を限度として育児目的休暇を取得することができる。なお、この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 育児目的休暇は、1日単位で取得することができる。

3 取得しようとする者は、原則として、事前に所定の様式により申し出るものとする。

4 育児目的休暇中の賃金については、有給(無給)とする。

育休にかかわる助成制度を知っておこう

育休について一定の条件を満たせば、国から企業に対して助成金が出る制度があります。

両立支援等助成金(一部を除き中小企業事業主のみ対象)

仕事と家庭の両立支援などに取り組む中小企業事業主を支援する制度。助成金は返還不要で、使途は限定されません(問合せ・申請先は都道府県労働局)。

●出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性従業員が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制整備を行い、実際に育休を取得した男性従業員がいる中小企業事業主に支給される助成金。「第1種」は男性従業員の育児休業取得で、「第2種」はさらに男性の育休取得率が向上した場合に支給されます。いずれもいくつかの支給要件があります。育休開始前に、支給要件を整えておく必要があるため早めに準備しましょう。

支給額

	支給額
第1種	20万円
① 代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
育児休業等に関する情報公表加算	2万円
② 第2種	男性労働者の育児休業取得率(%)の数値が、第1種の受給後、 ●1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合:60万円 ●2事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合:40万円 ●3事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合:20万円

※1事業主につき1回限りの支給。第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできない。

●育児休業等支援コース

育休の円滑な取得、代替要員の確保、職場復帰のための支援を行った中小企業事業主に支給される助成金です。

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育休を取得させ、職場復帰させた事業主に支給されます。

II 業務代替支援

育休取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育休取得者を原職等に復帰させた事業主に支給されます。

III 職場復帰後支援

育休から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、育児・介護休業法を上回る制度導入などに取り組み、利用させた事業主に支給されます。

両立支援等助成金の詳細は
下記のページより確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



育児休業給付金

両立支援等助成金は企業に対する助成制度ですが、育児休業給付金は従業員個人が対象です。休業中の賃金の67%が給付され、同時に社会保険料が免除されます。申請手続きは事業主経由で行います。

育児休業給付金の詳細は
下記のページより確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001126859.pdf>



まずは事業主や管理職が育休について理解を深めよう

育休支援策の整備を進めるには、事業主や管理職が育休について理解を深めることから始める必要があります。そのための情報源としてお勧めしたいのが、厚生労働省が推進する「イクメンプロジェクト」の公式サイトです。このサイトには、育休の意義や制度について理解を深めるためのさまざまな情報やデータが掲載されています。このサイトを見て、育休について理解を深めるとともに、パンフレットや動画などを活用して社内研修や周知を行うのもよいでしょう。従業員の要望にも耳を傾け、自社に合うスタイルの育休支援策を整えていきましょう。これまで述べてきたとおり、育休を取りや

ずくするための環境づくりは、すでに法律で義務づけられています。条件を満たしている従業員からの育休申請を、企業が正当な理由もなく拒否したり、不利益な取扱いをしたり、ハラスメントをしたりすることは違法となりますので注意しましょう。



「イクメンプロジェクト」公式サイト

<http://ikumen-project.mhlw.go.jp>



※掲載している二次元コードのリンク先は予告なく変更されたり閲覧できなくなったりする場合があります。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます

被災地の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当法人では、災害救助法が適用された地域でご契約いただいている会員の皆さまには特別措置を実施しております。
詳細は右の二次元コードよりご覧いただけます。



広報誌を動画と音声で
お楽しみください

「日本遺産を巡る」
「各界のスペシャリストに学ぶ
経営のヒント」の誌面の中にある
下記のマークの二次元コードを
スマートフォン等で
読み込んでください



記事に関する動画を
ご覧いただけます



記事をAIが読み上げます

※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種によっては二次元コードを読み取るア
プリをダウンロードする必要があります。
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種、設定環境によってはご利用いただけ
ない場合があります。
※動画・音声は予告なく終了する場合があ
ります。



広報誌
『あんしんLife』は
あんしん財団
ホームページでも
ご覧いただけます。

【内容に関するお断りとお知らせ】
本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・
連絡先・料金・営業時間・URLや二次元コードの
リンク先などは、予告なく変更されたりご利用でき
なくなる場合があります。また、情報は細心の注
意を払って掲載していますが、その記事および内
容の正確性を保証するものではありません。どの
ような場合・理由によらず、本誌の情報を利用し
たために被った損害に対しては、当法人はいっさ
いの責任を負いません。料金(価格)、所要時間な
ども目安としてご覧いただきますようお願い申し
上げます。また、本誌に掲載されている記事、
写真、イラストなどは著作権法で認められた私的
な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的
なメディアに複製、転載することはできません。
本文中の商標および製品・サービス名称は各社
の商標または登録商標です。本文中では、TM、
®マークなどは明記していません。

第32回

海と都をつなぐ若狭往来文化遺産群 ～御食国若狭と鯖街道～

所在自治体 福井県(小浜市、若狭町)
構成文化財数 28



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。
今回は、古来より「御食国」として塩や海産物を都に運んだ福井県・若狭の歴史と、
若狭と都をつないだ多数の道「鯖街道」が美物とともに運んだ文化についてご紹介します。



若狭から京へ、 海産物を直送した鯖街道

1 鯖街道(若狭街道)

若狭街道は、若狭と都を結ぶ多数の鯖街道の中で最も物流量が多かったとされるメインルート。さまざまな海産物や塩などが都へ送られた。写真の遠敷地区を過ぎた辺りは昔の面影をよく残している。



記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。

都の食を支えてきた「御食国」

「御食国」とは、古墳時代から平安時代にかけて、皇室・
朝廷に海産物を中心とした食料を納めていた国を指し、
『万葉集』では、伊勢、志摩、淡路などが、「御食国」として
詠われています。その中でも特に魚介類の宝庫といわ
れたのが福井県の南西部、京都の真北に位置する若狭
です。日本海の暖流と寒流が合流し、豊富な海産物を
育む天然の良港である若狭湾では、サバやアマダイ、カ
レイなど、一年を通じてさまざまな魚が水揚げされまし
た。そのため、若狭は古墳時代の頃から御食国の一つと

なり、以来、海産物や塩などを都に送ってきました。藤
原京や平城京から出土した木簡には、若狭国から海産物
や塩が朝廷に納められたという記録が数多く記されて
います。また平安時代に朝廷の儀式などをまとめた『延
喜式』にも、天皇に供する食料として10日ごとに旬の魚、
節日には節句の宴にあてる海産物、年に一度は生鮭やワカ
メを若狭から納めていたという記録が残っています。これ
らのことから、若狭が都の食文化を支えた存在として歴
史的に重要な役割を果たしてきたことがうかがえます。

CONTENTS

2 FOCUS

男性の「育休義務化」にどう対応？

中小企業の育休制度を整えるには

7 日本遺産を巡る

第32回 海と都をつなぐ若狭往来文化遺産群
～御食国若狭と鯖街道～

写真：田中重樹/アフロ



社長の思いをつなげて成長

中小企業の事業承継

Vol.9 「現社長が65歳未満の場合の財産権承継」

各界のスペシャリストに学ぶ

経営のヒント

Vol.31 「資本を循環させ持続社会をつくる
『里山資本主義』とは」

株式会社日本総合研究所 主席研究員 藻谷浩介さん



16 創業者列伝

第8回 「文化を配達し、文化の種をまく」
株式会社岩波書店 岩波茂雄

17 健康資産を増やしましょう

Vol.27 日々の習慣でイヤホン難聴を防ぐ

18 あんしん財団サービス内容

19 ●事業総合傷害保険(特定保険業)

- ・補償の内容
- ・ご契約についての注意事項
- 21 ・保険金をお支払いできる例とできない例
- 22 ・保険金請求の流れ
- 23 ・保険金請求の利便性向上に向けた取組み

24 ●災害防止(お客様サービス事業)

- ・職場の環境改善のための補助金制度
- 25 ・職場の環境改善のための補助金 申請の流れ
- ・その他安全衛生のための活動

26 ●福利厚生(お客様サービス事業)

- ・あんしん財団WELBOX
- 27 ・2024年4月スタート! あんしん財団KENPOS(ケンポス)
- ・その他サービス
- 28 ・各種補助金制度
- ・福利厚生(お客様サービス事業)の変更事項について
- 29 ・使用者賠償責任保険制度

- 31 ●保険契約者(会員)資格について
- ご加入にあたっての注意
- 会費について

- 被保険者(加入者)資格について
- お申込みからご加入までの流れ
- 会費の経理処理について

背に担ぎ、一昼夜かけ若狭の美物を都へ運ぶ 江戸時代に盛んになった「産地直送便」

物流ルートは、山越えの「鯖街道」

若狭国は、恒常的に朝廷に食料を献上する御食国としての役割を終えた平安時代以降も都の食文化を支え続け、やがて民衆へも若狭の美物は広まります。江戸時代、若狭国から京へと運ばれた食料の多くを占めたのがサバだったため、近年、それらを運ぶために利用されたさまざまな街道や峠道を総称して「鯖街道」と呼ぶようになりました。

その中でも最大の物流量を誇ったのが若狭街道で、馬の背に海産物を積んだ馬借や人力による背負いが行き交い、一日千頭もの牛馬が通ったといわれます。若狭街道最大の中継地・熊川宿では、若狭湾・小浜からの大量の海産物や物資が馬借や背負いに取り次がれ、都に運ばれました。一方、険しい道のりではあるものの、若狭と都を結ぶ最短ルートとして盛んに利用されたのが「針畑越え」です。若狭の人たちは腐敗を防ぐために一塩したサバを背負い、「京は遠ても十八里(京都まで遠いとはいってもせいぜい72キロ)」と自らを鼓舞するように唱えながら、急峻な峠を越えていきました。この際、塩で締めたサバは一昼夜かけて都に着く頃ちょうどよい塩加減になるため珍重されました。鯖街道周辺では、この塩漬けのサバを使った郷土料理も生まれ、庶民の間で青魚を楽しむ文化が根づき、いまに伝えられています。

もう一つのストーリー

鮮度維持の加工技術が発達

若狭湾ではサバがよく取れ、古くから大衆魚として親しまれていました。冷蔵技術が発達していなかった時代、サバは鮮度が落ちるのが早いため、若狭では塩漬けにしたり麹で発酵させたりして保存する加工技術が発達し、「へしこ」や「なれずし」などの郷土料理が生まれました。また、一塩された若狭の海産物は「若狭もの」、「若狭一汐」としていまも受け継がれています。



2 へしこ、なれずしの製作技法

「へしこ」とは魚の糠漬けのことで、そのへしこを米と米麹に漬け込んだものが「なれずし」。どちらも保存食として珍重された。



いまでも残る、鯖街道とともに栄えた街並み



4 小浜西組 重要伝統的建造物群保存地区

大陸との貿易と日本海交通で繁栄した湊町。いまでも中世以降の街路や地割りをとどめている。



5 瓜割の滝

若狭街道沿いにある天徳寺の境内に湧き出る清泉で、旅人の渴きを潤してきた。瓜も割れるほどに冷たいことから名付けられた。



6 上根来集落

標高約300mの遠敷峠を通る針畑越えの登山口で、江戸時代には背負いの取次ぎを行っていた。昔ながらの里山風景が残る。

取材協力・写真・動画提供/小浜市

日本遺産とは

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。 <https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/>



7 熊川宿 重要伝統的建造物群保存地区

若狭街道沿いにあり、交易の拠点として発展した宿場町。小浜市場と連携した問屋が馬借や背負いを手配した。また、小浜港に揚げた諸藩の蔵米などの中継地としても栄えた。

日本遺産「海と都をつなぐ若狭往来文化遺産群〜御食国若狭と鯖街道〜」を構成する文化財一覧

〈若狭街道 御食国若狭の原点と鯖街道のメインルート〉

- 上中古墳群
- 熊川宿 重要伝統的建造物群保存地区
- 三宅の火の見やぐら、火の見やぐら倉庫
- 岡津製塩遺跡
- 表紙
- 瓜割の滝
- 鯖街道(若狭街道)

〈鯖街道の起点 湊町・小浜〉

- 小浜西組 重要伝統的建造物群保存地区
- 旧古河屋別邸・庭園
- 若狭塗
- 世界及日本図八曲屏風
- 羽賀寺
- 小浜市場
- 小浜の祇園祭礼群
- 本境寺
- 後瀬山城跡・同館跡
- 和久里壬生狂言

※2023年12月13日時点の構成文化財。
※番号が付いている文化財は、本誌に説明があります。 ※上記の全ての文化財の詳細は、右上の二次元コードよりご覧いただけます。

鯖街道を通じて文化も往来

鯖街道は海産物以外にもさまざまなものを運びました。街道の起点となった湊町・小浜は、中国大陸からつながる海の道と、都へとつながる陸の道(鯖街道)の結節点だったため人の往来も多く、小浜周辺の街道沿いには宿場が栄え、集落には南蛮や都からさまざまな祭礼、芸能、仏教文化がもたらされました。現在も続く王の舞や六斎念仏などの民俗行事は、かつて往来により運ばれ、各地域ごとにそれぞれの特色を加えながら守り伝えられてきたものです。

朝廷や貴族に若狭の美物を運ぶことに始まった、若狭と都の交流によってもたらされた往来文化遺産群は、いまでも市民生活を豊かに彩っています。

鯖街道でつながる文化の交流



8 お水送り

小浜神宮寺(小浜市)で3月2日に行われる、若狭から奈良東大寺の二月堂へお香水を送る行事。奈良と若狭の関係を物語る。



9 若狭の六斎念仏群

平安時代に京都で始まった念仏踊が若狭各地に伝わり、現在でも20ヵ所以上で行われている。写真は奥窪谷(小浜市)の六斎念仏の様子。



10 若狭の王の舞群

中世、都の大寺社で奉納されていた芸能が若狭に伝わり、各地で受け継がれている。写真は多由比神社(若狭町)の例祭神事。



●初めて象が来た港の図(小浜市蔵)

室町時代初期、街道の起点である湊町・小浜には、南蛮船で象が上陸。鯖街道を経由し、1ヵ月かけて京都へ運ばれた。

〈針畑越え 最古の鯖街道の歴史的景観〉

- 鯖街道(針畑越え)
- お水送り
- 上根来集落
- 遠敷の里の古代中世の社寺・仏像群
- 遠敷の町並み

〈若狭の浦々に続く鯖街道 都の祭り・芸能を守り伝える集落〉

- 若狭の王の舞群
- 松上げ
- 若狭の六斎念仏群
- 若狭能倉座の神事能
- 地蔵盆
- 三方五湖
- へしこ、なれずしの製作技法





Vol.9 現社長が65歳未満の場合の財産権承継

前回の12月号では、現社長が高齢(65歳以上)の場合の財産権承継について、後継者が親族内、親族外の別により、2つのタイプの実務の進め方と対策をご紹介しました。本号では、現社長が65歳未満の場合の財産権承継で検討しておきたい主な対策をご紹介します。

現社長年齢・低 親族内 承継

経営計画型の実務の進め方と対策

経営計画型は、主な対策として、①暦年贈与と種類株式の導入、②ホールディングス体制の検討、③中小企業投資育成制度の活用が挙げられます。

①暦年贈与と種類株式の導入

暦年贈与とは、年間110万円までの贈与税の基礎控除を利用した財産の移行方法です。理論的には毎年110万円分の株式を後継者に贈与していけば、10年で1,100万円分の株式を移転することができます。株式の評価額は会社の業績によって毎年変動するので、それに伴って移転できる株式数が変わってきます。贈与税の基礎控除額110万円分の枠は変わらないので、株価が上がれば移動できる株式は少なくなり、株価が下がれば移動できる

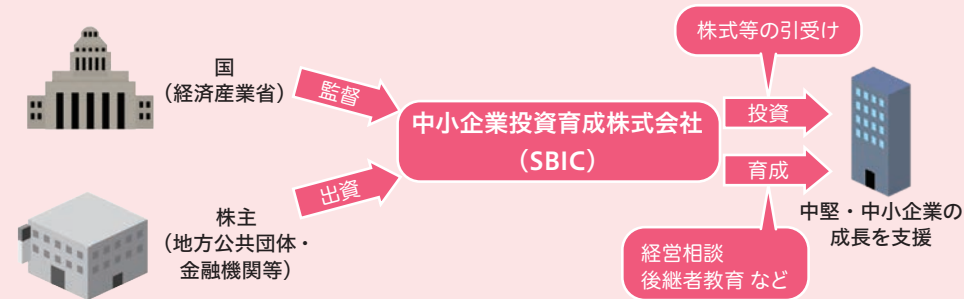
株式が増えることは頭に入れておきましょう。しかし、株式移転に10年余りかかるとなると、途中で後継者を変更するケースも出てきます。そのようなケースに備え、**暦年贈与する株式は議決権制限を持たせた種類株式(右ページ参照)にすることも考えられます**。例えば、長男への承継を、従業員への承継に変更する場合、すでに長男に移行した株式が無議決権を持たせた種類株式であれば、後継者の会社の支配権に影響を与えることはありませんし、同時に長男に財産権を引き継ぐこともできます。



③中小企業投資育成制度の活用

株式の移行に関しては中小企業投資育成制度の活用も有効です。この制度は、中小企業の自己資本の充実と健全な成長発展を支援することを目的に、国の政策実施機関である中小企業投資育成株式会社(SBIC)が、中小企業の成長段階に応じて適切な投資や育成を行う制度です。SBICの特徴の一つとして、

●中小企業投資育成株式会社(SBIC)の役割

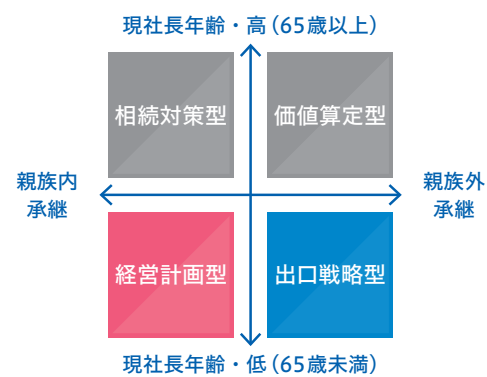


●図、表は『社長の想いを引き継ぐ事業承継の進め方』(飯島彰仁監修 あさ出版)をもとに作成

●年齢が低いほど長期的な視点での対策が可能

11月号でご紹介したように、現社長が65歳未満の場合の財産権の承継は、親族に承継する「経営計画型」と、親族外に承継する「出口戦略型」の2つのタイプに分けられます(図1)。「経営計画型」は、現社長が50代後半～60歳くらい、後継者となる親族が20代後半～30代というケースが多く、実際に事業を承継するまでに、ある程度、時間に余裕があるのが強みです。中長期的な財産移行や、税負担コストの軽減などを見据え、長期的な視点でスケジュールを立てることができます。一方、「出口戦略型」は、主に30～40代の社長が、事業承継を通して、自分たちの事業の規模を拡大することを目的とします。ここではスタンダードなケースとして、経営計画型を中心にをご紹介します。

図1 事業承継対策の4タイプ



②ホールディングス体制の検討

承継までにある程度の準備期間がとれる経営計画型では、後継者と並走し、経験を積んでもらえる時間を確保できるメリットがあります。後継者に事業をつくる能力や意思決定をする能力を養うために、新規事業などを任せることも一案です。場合によっては既存会社から事業を分離させて子会社化する方法なども考えられます(分社型分割)。

●ホールディングス体制の検討

会社(分社型分割)

元のA社

現社長(先代) 持ち株100%

100% 子会社

後継者が社長に就任 子会社B (新会社を設立)

後継者が複数の場合は、子会社を複数設立して、事業を分割する方法もあります。事業が発展すれば後継者の実績になり、将来的には会社の経営多角化にもつながります。

現社長年齢・低 親族外 承継

出口戦略型の実務の進め方と対策

経営者の高齢化に伴い、事業承継型のM&Aは年々増加傾向にあります。一方で、若い経営者でも会社を成長させていくために、より大きな経営資源を持っている会社との資本提携を選択して、自社に足りないリソースを補おうとする経営者も増えてきています。株式を売却してもそのまま、その会社に残って事業拡大を目指すというのも事業承継の1つの選択肢です。また、IPO(新規株式公開)を目指し、完全に資本と経営を分離するという選択肢もあります。M&AやIPOを目指すためには、自社の事業価値を高めることが不可欠であり、ある程度の時間を要します。まずは、しっかりと中期事業計画を策定することからはじめることが肝心です。

事業承継で活用したい種類株式

種類株式とは、会社の定款で株主の権利に条件をつけた株式のことです。通常、株主平等の原則があるため、株主の権利に条件をつけることはありませんが、**種類株式は、権利を限定する代わりに優先的な処遇を受けられるとするものです**。種類株式の権利と制限は9つあり(下表)、いくつかの権利や制限を組み合わせることもできます。事業承継でよく使用されるのは「①剰余金の配当を優先する」、「③議決権を制限する」、「⑥取得条項を決める」の3つです。具体的には、少数株主に対して「議決権を制限」させてもらう代わりに、「優先的に配当」を支払うことを約束し、後々、会社を退職する時にトラブルにならないように会社が「取得する条件や金額」を決めておくように設計しておくのです。例えば、発行株式120株のうち後継者が100株を取得し、残りの20株を種類株主として役員や社員などの少数株主が持つことにすれば、株式の所有割合は80%でも、議決権ベースは100%となります。また現社長から後継者へ移動する株式も減るので、その分のコストを抑えられるメリットもあります。また別の例として、現社長が株式を後継者に渡す時に、「本当に後継者に全て任せて大丈夫か?」と迷いが生じることがよくあります。このような時には**拒否権付き株式(⑧)**を現社長が1株だけ持っておき、万が一、後継者が暴走した場合に拒否権を使えるようにしておくという方法もあります。

●種類株式の9つの権利と制限

①剰余金の配当	剰余金の配当を他の株式より優先または劣後する
②残余財産の分配	会社が解散した際などに残った財産(残余財産)の分配について優先または劣後する
③議決権制限	株主総会での議決権に制限を持たせる
④譲渡制限	株式を譲渡する際に会社の承認を必要とする
⑤取得請求権	株主があらかじめ定めていた買取価格で取得を請求できる
⑥取得条項	期限などあらかじめ定めた事由が生じた際に、会社が定めた方法で株式を取得できる
⑦全部取得条項	株主総会の特別議決で会社が全部取得できる
⑧拒否権	定められた事項について、株主総会の決議のほかに種類株主総会の議決も必要となる(株主総会の決議を種類株主総会で拒否できる)
⑨役員選任権	取締役・監査役を選任できる権利がある

今回は現社長が65歳未満の場合の対策について詳しくご紹介しました。次号(3月号)は本連載の最終回です。実務を踏まえたうえで、事業承継を成功させるための心構えについて考えていきます。

10回の連載でご紹介します

4月号

Vol.1
なぜ、いま「事業承継」が
問題となっているのか

5月号

Vol.2
「経営権の承継」で
経営理念や思いを引き継ぐ

6月号

Vol.3
後継者を育てることも
現経営者の重要な仕事の一つ7・8月
合併号Vol.4
事業承継選択肢の
どれを選ぶか/事例紹介

9月号

Vol.5
事業承継の
10年計画スケジュール

10月号

Vol.6
【事例紹介】
第三者承継

11月号

Vol.7
財産権の承継は経営を
支えるもう一つの柱

12月号

Vol.8
現社長が高齢の場合の
財産権承継

2月号

Vol.9
現社長が65歳未満の
場合の財産権承継

3月号

Vol.10
事業承継で
伝えておきたいこと※内容は変更になる場合が
あります。バックナンバーは「あんしんLife」の
WEB版からご覧いただけます

閲覧にはユーザー名と

パスワードが必要です

ユーザー名

anshin

パスワード

T63sk82Y

監修 古田土 満氏



税理士・公認会計士。税理士法人古田土会計代表社員。株式会社古田土経営代表取締役会長。3,700社の中小企業経営者に経営指導をする税理士法人古田土会計を一代で築く。工夫を重ねた「古田土式月次決算書」は経営者はもとより、金融機関からも好評。「日経トップリーダー」誌にて4年以上にわたり連載。

経営のヒント

撮影・赤城耕一

Vol.31

資本を循環させ
持続社会をつくる
「里山資本主義」とは

ヒト・モノ・情報などの資本の循環再生で、持続と継承を目指すのが、本来の資本主義ではないか――。成長を絶対視するマネー資本主義へのアンチテーゼとして、藻谷浩介氏が提唱するのが「里山資本主義」です。里山資本主義とは何か、その可能性について伺いました。



音声
読上げ

記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。



interview with

株式会社日本総合研究所 主席研究員

藻谷浩介さん

Vol.31

資本を循環させ 持続社会をつくる 「里山資本主義」とは

人が手を入れて 資本を循環再生させてきた 里山の経済生活こそが資本主義

「里山資本主義」という言葉は、11年前にNHK広島放送局が制作した、ドキュメンタリーシリーズが生んだものです。番組ディレクターが、山間の集落や瀬戸内海の小さな島の人たちと出会い、彼らが地域の資源を活用して楽しく暮らしているのを見て、直感的に「これは里山資本主義だ」とひらめいたといいます。私はナビゲーターとしてその番組に出演し、放送後にはNHK広島取材班との共著で『里山資本主義』を出版して、2014年の新書大賞をいただきました。

「里山」とは、農山漁村集落の周辺にあって、人が日常的に立ち入ってきた樹林帯や農地、ため池、草原など、長年にわたって人と自然が共生してきた地域を指します。里山の反対語が、人が立ち入らない「奥山」です。里山は、奥山よりも生き物の種類が豊富で、人はそこからさまざまな資源を得ることができます。

「里山資本主義」とは、狭義でいうと「里山で営まれる資本主義」です。例えば、山林地は昔から薪や木材（資本）の供給地であり、水源ともなっていて、人が日常的に手入れ（投資）をすることで、暮らしていくのに必要なもの（利子）を得てきました。このように里山の周辺で暮らす人々は、里山の資本に投資し、循環再生を繰り返すことで、継続的に利子を受け取る経済生活を営んできたのです。

里山資本主義は、経済生活を表す概念ではないのか。番組の取材で里山で暮らす人々の話を聞く中で、そんな考えが醸成されていきました。

里山資本主義も資本主義なので、お金を稼いで使うこ

とが基本です。ただし、里山資本主義は、金銭換算できない価値も、お金と同等かそれ以上に大切にします。例えば里山では自分が食べる分の農作物を自給しつつ、余った分は近所の人に配り、代わりに何かをもらうといったことが普通に行われています。このように、お金を介した等価交換だけでなく、自給や物々交換も行われていることが里山資本主義の特徴です。つまり、里山資本主義は広義でいうと「多様なものが共生し、循環再生が健全になされているような社会」を支える経済思想なのです。

そう考え、私は、「里山資本主義」を、都会を含むどこでも目指せるものとして捉え直しています。「ヒト・モノ・カネ・情報という資本が、使い潰されず、淀まずに、循環して再生され、次世代に続いていく社会」を目指す主義、と考えているのです。

利益のみを追い求める 「マネー資本主義」では 社会は続かない

『里山資本主義』は出版当時、多くの若い人の共感を得ましたが、経済界からの反響はわずかでした。

多くの経済人は、資本主義は「自らの利益を追い求める経済活動」であり、それが世の中のためにもなっていると考えています。自己の利益の最大化を目指し、競争することで経済成長を達成することが正しく、競争の結果、姿を消すものは、もともとそれだけの価値しかなかった。ヒト・モノ・情報といったお金以外の資本は考慮しない……。こうした考え方を里山資本主義の反対語として「マネー資本主義」と呼びます。

ひるがえって里山資本主義は、経済社会がずっと続くよ



うに、お金以外をも含む資本を循環再生しながら、それぞれがほどほどに利益を得ようとするものです。『里山資本主義』を出版した時は、「こういう資本主義があってもよいのでは」と遠慮がちに主張しましたが、いま、マネー資本主義がさらに広がっているのを見ると、「資本主義とは本来、里山資本主義である」と強く主張すべきだったと感じています。

アダム・スミス[※]は『国富論』で「市場経済では、個々の営利の追求が社会全体において適切な資源配分をもたらすことがある」と指摘していますが、それを達成するための前提条件として相互への配慮などが満たされていなければならないと述べています。つまり、資本主義発展のためには、ヒト・モノ・情報といったお金以外の資本に配慮することが必要と述べているのです。これがマネー資本主義に変換されてしまったのは、物事を単純化し、一律の公式を求める、人の愚かさゆえです。

里山の生物多様性が周辺に住む人たちの日々の配慮に支えられているのと同じく、資本主義経済においても、ヒト・モノ・カネ・情報が安定的に循環再生していくためには、営利以外のさまざまな動機的作用が必要です。自由競争が貫徹されても、デフレ（＝カネの循環不全）や少子化（＝ヒトの再生の失敗）といった問題まで自然に解消されるわけではありません。

マネー資本主義が行き渡った弊害として、特に顕著なのが、世界的な少子化です。次世代、つまり子どもは、お金では測れない価値を持つ資本ですが、お金だけで考えれば、いまや子どもを持つほうが損だったりします。そ

※ 18 世紀イギリスの道徳哲学者、経済学者。「古典派経済学」の父として知られ、資本主義発展の理論的支柱となった『国富論』を著した。

のため、欧州はもちろん米国やシンガポールでも、移民を受け入れても乳幼児の数は減り始めています。それどころか、東南アジア各国やインド、中南米でも、出生数が減っているのをご存じでしょうか。そしてその減少率の大きさが世界の先頭を行くのは、中国、韓国そして日本です。

中国で乳幼児が減り始めてから40年近く。ついに総人口が減り始めて騒がれましたが、そうなることは何十年も前からわかっていました。2023年に中国を抜いて人口世界一となったインドでも数十年後から人口が減ることは、現時点で明らかです。

**多くの中小企業が
そこそこの利益を得る
「里山資本主義的」な未来へ**

半世紀前から少子化が始まった日本では、生産年齢人口（15～64歳）が1995年をピークに減少し続け、そのために住宅や車から、家電や食品にいたるまで、商品の需要数量が低下し続けています。これに対して企業側は、安価な輸入品を増やして値下げをし、販売数量だけでも確保しようとしてきました。その結果が、いわゆる「デフレ」です。対策は賃金や下請けへの支払いを増やし、単価の高い、いいものの消費を増やすことなのですが、企業は最近までその当たり前のことをしてきませんでした。

経済的に余裕のない勤労者は、似たような安物ばかりを消費するようになります。米国のような大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に、日本も年々向かっています。

“独自の商品を提供できる 中小企業が生き残る”

Kousuke Motani

●もたに・こうすけ

1964年山口県生まれ。地域エコノミスト。日本総合研究所 主席研究員。東京大学法学部卒業。米・コロンビア大学経営大学院修了。日本政策投資銀行参事役を経て現職。著書に『実測！ニッポンの地域力』『デフレの正体』『世界まちかど地政学』、共著に『里山資本主義』『経済成長なき幸福国家論』など多数。

しかし、逆の動きもあります。この数十年で、直売所や地元産品を売る道の駅は大きく増え、中小スーパーでも地元産品のコーナーが増えています。ふるさと納税やインバウンド対応も含めて、地場特産品の市場は拡大しています。

同じような商品しか並ばない大手チェーンやコンビニに通い続ける人と、それに飽きて「いまだけここのだけ」のローカルな価値を求める人に、消費者も分かれてきています。今後増えていくのは後者でしょう。

圧倒的なシェアを占める商品はなく、しかし多くの会社がそこそこの利益を得て、商売が成り立っている。こうした変化が今後、ありとあらゆる業界で起こっていくと思います。これは非常に「里山資本主義的」な未来です。生き残るのは、独自の商品を提供できる中小企業が中心となるでしょう。なぜなら、中小企業のほうが、規模の利益がないと苦しい大企業よりも、個別のニーズに細かく対応できるからです。

しかし中小企業がそうした流れに対応するには、「人を雇える会社」にならなければなりません。人件費を上げる、労働分配率を上げていくビジョンを持っていることが大事です。

もう一つ欠かせないのが、経営者に協働型のリーダーシップがあること。自分の器の中に相手を取めようとせず、異なる能力を持つ仲間をまとめる姿勢です。ピンとこない方は、若者や子どもたちに人気の漫画『ONE PIECE』を読んでみてください。

人に対してエネルギーと情熱を惜しみなくかけられる会社こそ未来があるでしょう。



藻谷浩介さんの

ひらめきの瞬間 5つの質問

藻谷さんの
「ひらめきの瞬間」の
詳細を動画でご覧
いただけます

Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？

歩いている時です。煮詰まって外に出て歩いていて、風を感じている時に急にアイデアが出てきます。

Q 初対面の人と話す時、 何に気を付けていますか？

持って回った言い方はせず、言うことははっきり言う。まず自分から土俵の真ん中に出て、相手にも土俵の真ん中に来てもらう。なかなか出てこない人は話すのが難しい相手なので、そういう時は一度引っ込みます。

Q 重要な決断の基準になるのは？

何をするかではなく、何をしないかを考えます。例えばSNSはやっていません。大切にしているのは好奇心。勉強になると思うこと、新しいことは何でもやります。

Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？

洋服を着替えます。眼鏡も替えます。また、オンの間は集中して話すので、その後、人とまったく話さない時間を同じくらいつくるようにしています。

Q 日課は何でしょうか？

日課はありません。寝る時間も起きる時間もバラバラ。1日1万歩は歩きますが、コースは決まっていなくて、日々の生活の中でそれくらいは歩くようにしています。

藻谷さんのスペシャル動画を WEB版デジタルブック内で公開中！

WEB版
限定

インタビューテーマ

孤独になりがちな経営者に 伝えたいこと

閲覧方法

STEP
1 二次元コードを
読み込む
(WEB版デジタル
ブックへアクセスします)



STEP
2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力
ユーザー名
anshin パスワード
T63sk82Y

STEP
3 誌面の赤く光る
箇所をタップ

※デジタルブックの詳細はあんしん財団ホームページをご覧ください。※動画は予告なく終了する場合があります。



岩波茂雄

文化を配達し、文化の種をまく

株式会社岩波書店



岩波書店のマークはミレーの「種まく人」を採用。岩波茂雄は、詩人ワーズワースの「低く暮らし、高く想う」を社の精神とし、文化の種をまくとの願いも込めた。



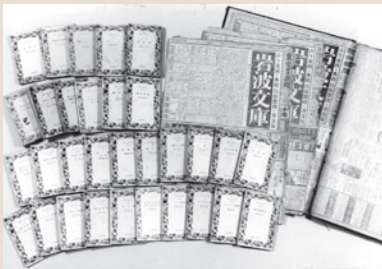
岩波茂雄(いわなみ しげお)【1881-1946年】
長野県出身。東京帝大哲学科選科卒。1913年、32歳の時岩波書店を開業。当初は古書販売業だったが、1914年の夏目漱石『こころ』の自費出版を機に出版事業を積極的に展開。「哲学叢書」「漱石全集」「岩波文庫」「岩波新書」などを創刊。1946年、文化勲章を受章。岩波書店は1949年に株式会社に改組。

岩波文庫の誕生

岩波文庫の最終ページには、「読者子に寄す——岩波文庫発刊に際して——」と題する岩波の「宣言」とも言うべき文章が載っている。「真理は万人によって求められることを自ら欲し、芸術は万人によって愛されることを自ら望む。」の一文で始まるこの文章は、岩波文庫創刊当時から掲載されているもので、創刊時の岩波の熱があふれている。

岩波は商人であるとともに出版人でもあったから、出版物の質に妥協を許さず、どんなに売れる作品でも内容の本質的価値が乏しいものは岩波文庫に編入しなかったし、訳者、校訂者の人選に関しても妥協せず各方面の第一人者に依頼した。また内容だけにとどまらず、紙質、印刷の鮮明さ、造本にもこだわった。

第1回の岩波文庫は1927年7月に発刊された。『ソクラテスの弁明・クリトン』『こころ』『実践理性批判』『古事記』『戦争と平和 第一巻』など31点。その反響はすさまじく、「我が一生の教養を岩波文庫に託す」という読者の激励文は、岩波をいたく感動させたという。



第1回の岩波文庫31点とその発売を発表した新聞広告

※文中敬称略

岩波書店の創業者・岩波茂雄は商売に誠実で、活字文化を担う者としての矜持にあふれた人物だった。

● 夏目漱石『こころ』を出版

1913年、岩波書店は東京・神田神保町で古本屋として開業した。当時の古本屋では、客が言い値の半分以上に値切るのが常であったが、岩波はこれを是とせず1銭も値切らなかった。客と店先でけんかすることもあったが、それが古書の価値と岩波書店の信用を高めることにつながった。開店当時、岩波は夏目漱石に店の看板を書いてほしくて、友人の紹介で漱石と会う。漱石は快諾し、これを機に岩波書店から『こころ』を自費出版する。なぜ漱石が、名もないベンチャー出版社を選んだのか定かではない。岩波の無謀さや情熱が「おもしろそうな青年」と映ったのかもしれない。実際、岩波の周りには多くの人が集まった。岩波書店は古典、哲学、科学、法律などの刊行物を手掛けていたが、それらの執筆や編集には、岩波の友人らが名を連ねている。人脈こそが岩波の最強の武器であった。



1917年、夏目漱石『明暗』発売日の店頭にて。

● 反発心から生まれた岩波文庫

関東大震災(1923年)後の出版不況は岩波書店にとっても例外ではない。出版業界が息をふきかえたのは他社が企画した「円本」がきっかけであった。円本とは日本文学や世界文学の全集類を、当時としては破格の1冊1円※で予約募集し、毎月1冊ずつ配本するもので、各社がこぞって円本を発行し、空前の円本ブームを巻き起こした。しかし岩波は、円本は読者に分冊購入を許さないこと、質よりもスピード重視で十分な編集がなされていないことに憤慨し、1927年、古今東西の古典の尊重と読者の選択の自由を期して世に送り出したのが、「岩波文庫」である。さらに1938年には教養の普及を目的に「岩波新書」を創刊し、戦時中の知識層の読書欲に応えている。

岩波は自身を、良書を多くの人の手に届ける「文化の配達夫」と称した。その後も岩波書店は岩波のDNAを引き継ぎ、「岩波講座シリーズ」、『広辞苑』などを出版し、創立110年を超えてなお、日本人の知を支えている。

※ 1926年のたばこ「朝日」(20本入り)の価格は15銭(0.15円)。(『明治・大正・昭和・平成 物価の文化史事典』(森永卓郎監修、展望社)より)。

● 参考文献／岩波書店刊『岩波茂雄伝』(安倍能成著、岩波文庫)、『物語岩波書店百年史1』(紅野謙介著)
● 写真提供／株式会社岩波書店



健康資産を増やしましょう

一人ひとりの健康は会社の大切な資産です。
日々コツコツと蓄えていきましょう。

日々の習慣でイヤホン難聴を防ぐ

イヤホン難聴は「聞こえづらい」と自覚したときに、難聴がかなり進行していることもあります。日々の生活で耳によい習慣を身に付けましょう。

医学博士、耳鼻咽喉科医、頭頸部外科医
木村 至信 氏
馬車道木村耳鼻咽喉科クリニック院長。難聴遺伝子、遺伝子解析研究のスペシャリスト。幸せな人生には耳の健康が不可欠という考えのもと、国内外でボランティア医療にも従事。



耳の疲れをリセットして難聴を予防しましょう。



スマートフォンやテレワークの普及で急増するイヤホン難聴

近年、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を聞き続けることで起こるイヤホン難聴(ヘッドホン難聴とも言う)が問題視されています。2019年、WHO(世界保健機関)はスマートフォンやMP3プレーヤーなどで大音量で音楽を聴き続けると、若者を中心に、世界中で11億人に難聴のリスクがあると発表しました。イヤホン難聴は、音の大きさと聞いている時間に比例して、音を伝える役割を持つ毛細胞(内耳の蝸牛という器官にあ

る)が徐々に壊れていくことが原因で起こります。少しずつ耳の聞こえが悪くなっていくため、初めは難聴を自覚しにくいのが特徴です。ほかに、耳が詰まった感じや耳鳴りを伴うこともあります。難聴が進むと人との会話が楽しめないばかりでなく、自転車のベルに気が付かない、鍋の沸騰音が聞こえないなど、安全な日常生活に支障が出てしまいます。下の4つの方法を習慣づけて、イヤホン難聴を防ぎましょう。

イヤホン難聴のリスクを防ぐ4つの習慣

イヤホン難聴を防ぎ、耳の健康を保つには、耳を酷使せず、耳を休める時間を意識してつくることが大切です。そのためのポイントをまとめましたので、できることから実践してみましょう。

1 イヤホンの使用は1日2時間以内に

長時間のイヤホンの使用は難聴の要因となるだけでなく、耳を密封して空気を通さないで、細菌に感染し、外耳炎になる可能性もあります。使用は1日2時間以内を目安にしましょう。

2 耳によいイヤホンを選ぶ

イヤホンは耳に入れるゴムの部分が軟らかく、ノイズ低減機能付きのものが比較的安心ですが、より望ましいのは密閉性が少ないヘッドホンです。耳をふさがない骨伝導ヘッドホンやネックスピーカーもよいでしょう。

3 ビタミンB12と亜鉛を取る

ビタミンB12は内耳の血流を促し、細胞の発育や機能を正常に保ちます。亜鉛は、蝸牛に必要な栄養素です。ビタミンB12はシジミ、アサリ、青魚、牛・豚・鶏肉のレバー、卵などに、亜鉛はカキ、牛・豚肉のレバー、ワカメなどに豊富に含まれます。

4 耳が疲れたら休ませるのが一番の基本

長時間イヤホンを使用したり、大きな音のする環境に長くいたりすると、耳は疲弊します。耳を休ませるには、音にさらされる環境から離れるのが一番。意識的に静かな環境で過ごす時間をつくりましょう。

耳の血流を改善する 耳マッサージ法

耳をマッサージすると耳の血流がよくなり、聴覚に関する神経に栄養が届きやすくなります。さらに身体をリラックスさせる副交感神経が働き、ストレスや不安を和らげます。

① 耳全体を手で押さえて、前回り・後ろ回りどちらか回しやすい方向にぐるぐる動かす。ひと回り1秒で5回回す。

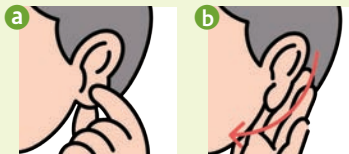


② 耳を指でつまみ、上・下、斜め上・斜め下、横の方向に軽く引っ張る。それぞれ3秒ずつを3回くり返す。



イラストは上・下方向に引っ張るときの例

③-a 耳たぶを親指と人指し指ではさみ、軽く押して3秒ほど刺激を与える。
b 耳を前(鼻の方向)に向かって倒す。



①～③を通して行います。これを5回続けます。

出典：『1万人の耳の悩みを解決した医師が教える耳鳴りと難聴のリセット法』(木村至信著、アスコム)

あんしん財団は、中小企業の安心を 総合的にサポートしています。

“あんしん”を支えるサービス

特定保険業

ケガの 補償



事業総合傷害保険 → 19～23P

働く皆さまにもしもの事故が起こってしまった場合の「ケガの補償」です。業務上・業務外にかかわらず24時間補償します。事故によるケガで万一死亡された場合や、後遺障害、入院、通院、往診まで補償します。

お客様サービス事業

安全への 補助



災害防止事業 → 24～25P

職場事故ゼロを目指して、安全衛生水準の向上をサポートする災害防止サービスです。安全活動に対する補助金やセミナー・研修の開催、視聴覚教材の貸し出しなどで安全で快適な労働環境づくりを支援します。

福利厚生 の充実



福利厚生事業 → 26～30P

健康管理、旅行・レジャーなど、従業員の生活の質を向上させるための福利厚生サービスです。人間ドックや定期健康診断の補助金、パッケージ型の福利厚生サービスの自動付帯など、さまざまなサービスで健康で豊かな生活を支援します。また、あんしん財団の会員制度にご加入いただくと使用者賠償責任保険制度が自動付帯されます。

会費

お一人様

月々2,000円

(うち保険料1,700円)

- あんしん財団は、厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。
- 国からの補助金は一切受けておりません。
- 制度の変更があった場合には、広報誌やホームページ等でご案内いたします。

あんしん財団の 保険制度の特長

- お工作中的のケガはもちろん日常生活におけるケガも補償します。
- 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします。
- 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します。
- 業種・売上高・年齢にかかわらず会費は一律です。
- 「災害防止」「福利厚生」サービスがご利用いただけます。

ケガの 補償

事業総合傷害保険

特定保険業

ケガの補償で、社員と会社を守ります

「ケガをした被保険者および遺族の生活補償」と「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるためのケガの保険です。



保険契約者・保険金受取人 → 中小企業の法人または個人事業主

被保険者 → 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

補償の内容

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険契約者へ保険金をお支払いします。

死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢^(注1)に応じ、次の保険金をお支払いします。入院・通院・往診の保険金日額は年齢に関係なく一律です。

		満80歳未満	満80歳以上	
ケガの補償 ^(注2)	死亡したとき (死亡保険金)	2,000万円	1,000万円	●ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)	2,000万円 (第1級) } 16万円 (第14級)	1,000万円 (第1級) } 8万円 (第14級)	●事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(その程度に応じて等級区分に従った額)。 ●事故日からその日を含めて180日を超えて治療を要する場合(181日目における医師の診断 ^(注3) に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従った額)。 ※当法人の等級表 ^(注4) によります。 ※保険期間を通じ、第1級の保険金の額をもって限度とします。
	入院したとき (入院保険金)	1日につき	6,000円	事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数 ^(注5)
	通院したとき (通院保険金)	1日につき	2,000円	事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数(90日を限度) ^(注6)
	往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき	4,000円	事故日からその日を含めて180日以内に往診を受けた日数 ^(注6)

(注1) 被保険者の満年齢は、保険始期日(増員の場合は、増員日)の満年齢を適用します。

(注2) 疾病(病気)は補償の対象になりません。

(注3) 被保険者が医師の場合は、本人以外の医師の診断に基づきます。

(注4) 当法人の等級表は契約後にお渡しする「約款」に掲載しています(約款は当法人のホームページにも掲載しています)。

(注5) 入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間がお支払いの対象です。

(注6) 通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

保険金のお支払いの対象となる医療機関：病院もしくは診療所

事業総合傷害保険の
詳細は右の二次元コード
よりご覧ください



★業務上・業務外にかかわらず補償します。

ご加入後に経営または就業の実態がなくなった場合は、その時点で被保険者資格を喪失し補償等のサービスはお受けいただくことができませんので、速やかにあんしん財団までお知らせください。

保険期間

- 保険期間は1年間です。
- 保険証券（継続契約は更新証）にてご確認ください。

保険責任の始まりと終わり

- 保険責任は「保険証券記載の保険期間」の初日の午後4時（注7）に始まり、末日の午後4時に終わります（増員の場合は、増員日時からその被保険者に対する当法人の保険責任を開始します）。
- （注7）保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

保険契約の更新について

- 満80歳で契約更新日を迎える被保険者は、更新日前に継続申込書の提出が必要となります（継続申込書の提出がない場合、当該被保険者の保険契約は更新日（満了日）の午後4時で終了となります）。
- 満80歳未満および満81歳以上で契約更新日を迎える被保険者は、原則として自動継続となります。
- 保険契約の満了日より2ヵ月前の日までに、保険契約者または当法人のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了日の内容と同一の内容で継続するものとします。保険金請求状況等によっては、保険契約の継続をお断りさせていただくことがあります。

ご契約についての注意事項

■保険金の請求について

- 被保険者がケガをした場合は、事故日からその日を含めて30日以内に当法人にご連絡ください。
- 保険金は保険金受取人である保険契約者に対してお支払いします。ケガで死亡した被保険者が保険契約者である個人事業主の場合の死亡保険金は、当法人が定めた受給順位に基づき遺族にお支払いします。

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者（法人の場合は役員等）または被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 保険金受取人（法人の場合は役員等）の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた傷害
- ④ 被保険者の重大な法令違反によって生じた傷害
- ⑤ 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒
- ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
 - ア)自動車等の無免許運転（無資格運転を含む。）
 - イ)自動車等の酒酔い運転（酒気帯び運転を含む。）
 - ウ)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
- ⑧ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
- ⑨ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害（ただし、当法人が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は保険金を支払います。）
- ⑩ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害
- ⑪ 戦争、外国の武力行使、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた傷害
- ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ⑬ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性、またはこれらの特性による事故によって生じた傷害

■保険金のお支払いが制限される主な場合

- ①頸（けい）部症候群（むちうち症）については、保険金の請求金額の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度としてお支払いします。
- ②後遺障害保険金において、同一部位に一部既存障害があった場合は、その既存障害の保険金に相当する額を控除してお支払いします。

- 死亡保険金および後遺障害保険金第1級から第3級の請求に際しては、通常の書類に加え、別途当法人が求める書類をご提出いただきます。また、保険契約者が保険金を受取った後に、保険金の全部または一部を被保険者またはその遺族に支払った記録を証する資料をご提出いただきます。
- 入院保険金、通院保険金、往診保険金および後遺障害保険金の請求に際しては、当法人が求める書類および診断書（診療証明書）をご提出いただきます。

- ⑭ ①から⑬までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故によって生じた傷害
- ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた傷害
- ⑯ 骨折および打撲を除く腰部の症状（ぎっくり腰、腰部ねんざ等）は全て保険金支払いの対象外となります。）
- ⑰ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が故意に不実の事故発生の通知をしたとき
- ⑱ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
 - A.次のいずれかの運動等を行っている間（主なもの）
 - ア)ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん
 - イ)リュージュ
 - ウ)ボブスレー
 - エ)スケルトン
 - オ)航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）
 - カ)スカイダイビング
 - キ)ハンググライダー搭乗
 - ク)超軽量動力機搭乗
 - ケ)ジャイロプレーン搭乗
 - B.次のいずれかを行っている間
 - ア)モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルまたはこれらに類するものを用いての競技等
 - イ)自動車等を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、自動車等を用いての競技等
 - ウ)法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いての競技等

※自動車等とは、自動車または原動機付自転車を含みます（クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます）。

※競技等には、試運転、練習、サーキットのフリー走行等を含みます。

- ③ケガをしたときすでにあった身体障害・疾病、またはケガをした後に別に発生したケガ・疾病の影響により、治療期間が長くなったときもしくは死亡・障害に至ったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

保険金をお支払いできる例とできない例

○ 保険金をお支払いできる例

●脚立から転落し、右足を骨折した



●自動車運転中、凍結した路面でスリップして電柱にぶつかり、肋骨を骨折した



●旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした



●溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした	●通勤途中、駅の階段ですべて転倒し、頭を打撲した
●自宅の台所で料理中、包丁で指を切った	●バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

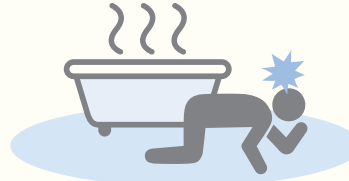
✕ 保険金をお支払いできない例

●重い荷物を持ってぎっくり腰になった



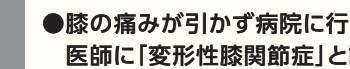
お支払いできない理由
腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ぎっくり腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象にはなりません。

●入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った



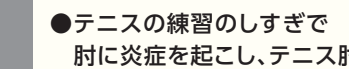
お支払いできない理由
疾病（病気）は、お支払いの対象にはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象にはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

●膝の痛みが引かず病院に行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された



お支払いできない理由
関節症は、部位を問わずお支払いの対象にはなりません。関節症（膝関節症、肩関節症など）は、ある部位が年齢とともに変形して発症するものであり、ケガに該当しないためです。

●テニスの練習のしすぎで肘に炎症を起こし、テニス肘になった



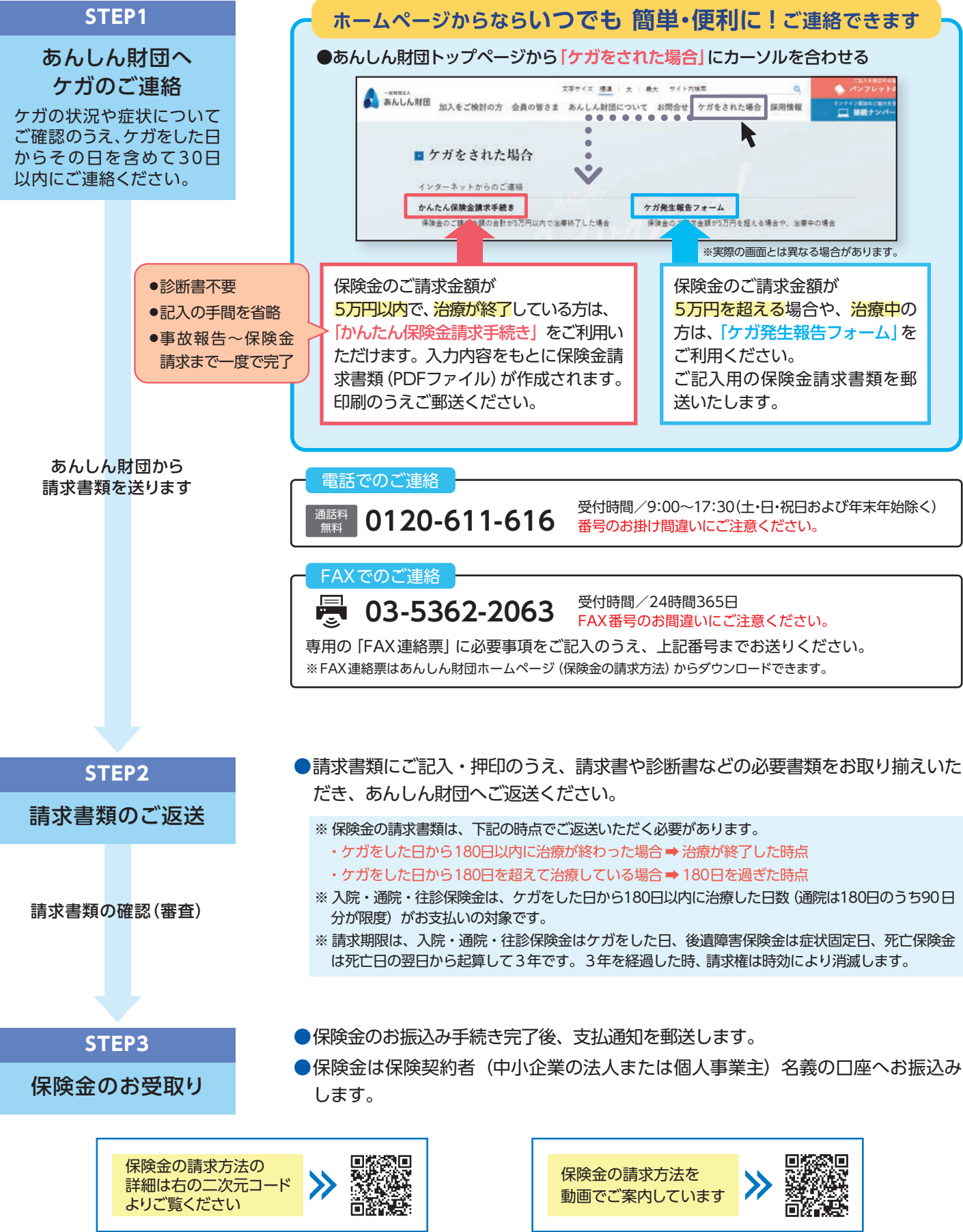
お支払いできない理由
上顎炎（いわゆるテニス肘・ゴルフ肘）、肩関節周囲炎（いわゆる四十肩・五十肩）、腱鞘炎などはお支払いの対象となりません。繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

※上記は保険金をお支払いできる場合、またはできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例を挙げたものです。

保険金のお支払い可否は、最終的に請求書類の確認（審査）によって判断いたします。

保険金請求の流れ

ご加入後、万が一ケガをされた際の保険金の請求も簡単です。お支払いまでもスムーズです。



安全で快適な環境づくりを支えます

大切な従業員をケガから守るために普段からできることは、安全で快適な労働環境づくりを進めることです。災害を防止する各種サポートで、安心を支えます。



職場の環境改善のための補助金制度

下記の災害防止対策の費用の一部を、限度額の範囲内で補助します。
支払条件がありますので、「申請手続のご案内」および補助金規程をご参照ください。

① 安全衛生設備等の設置	職場の安全衛生環境向上のために当法人が指定する設備等を設置(購入) ※3,000円以上 【例】タイヤチェーン、消火器、安全靴、運搬用台車、保護帽など
② 動力プレス機械特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用した動力プレス機械特定自主検査(年次点検)
③ フォークリフト特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用したフォークリフト特定自主検査(年次点検)
④ 作業環境測定の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、放射性物質、鉱物性粉じん、石綿などの有害物を扱う職場の気中濃度および騒音を測定
⑤ 特殊健康診断の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、高気圧作業、石綿、電離放射線、じん肺、VDTの特殊健康診断を実施
⑥ ゼロ災運動研修会等への参加	中央労働災害防止協会(中災防)等が主催する当法人指定の研修会に参加
⑦ 運転適性診断の受診および運行管理者指導講習の受講	独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する運転適性診断を受診または運行管理者指導講習を受講
⑧ 安全運転教育研修への参加	自動車安全運転センター安全運転中央研修所および埼玉県トラック総合教育センターが実施する研修課程を修了
⑨ AED等職場の救急対策用設備の設置	職場でのケガや急病に備え、救急救命に必要な設備のうちAED(自動体外式除細動器)等を設置(購入) ※3,000円以上

■補助限度額

1会員につき1年度間(4月1日～翌年3月31日)で、加入者数に応じた補助金額を上限に補助します。

加入者数	1～2名	3～4名	5～9名	10～19名	20名以上
補助限度額	5,000円	10,000円	20,000円	40,000円	10名増加ごとに20,000円ずつ追加

※①④⑤⑥⑧⑨は費用の1/2まで、⑦は費用全額より補助金を算出します。

※②③は1台あたり5,000円までとし、上記の限度額に含めます。

※補助金額は、千円未満切り捨てです。

※補助金は会費振込口座へ振り込みます。

※補助限度額は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の加入者数(年度中に新規加入した場合は加入日の人数)で決定します。

職場の環境改善のための補助金 申請の流れ

申請のお手続きは4STEPで簡単。お支払いまでもスムーズです。

STEP1

補助対象と
必要書類のご確認

- あんしん財団ホームページの「申請手続のご案内」と「補助金規程、別表」にて、補助対象と必要書類をご確認ください。

STEP2

申請書類の
ご請求

- あんしん財団のホームページから申請書をダウンロードします。
お電話で申請書を請求することもできます。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

通話料
無料

0120-512-511

受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

STEP3

申請書類の
ご提出

- ご記入いただいた申請書原本と必要書類一式をご郵送ください。

- 補助金の申請期限は、補助対象の設置日、購入日あるいは実施日の翌日から起算して180日です。



審査

STEP4

補助金の
お受取り

- 補助金のお支払い決定後、封書にて通知します。
- 補助金は会費振込口座へ振り込みます。
- 申請書類の受付から補助金お支払いまでの目安は約1～3ヵ月です。

職場の環境改善のための
補助金制度の詳細は
右の二次元コードより
ご覧ください



その他安全衛生のための活動

- 労働安全衛生講演会
- 労働安全衛生に関する視聴覚教材の無料貸出
- KYT(危険予知訓練)一日研修会
- 働く人の健康講座
- 労働安全衛生に関するポスター等の配布
- あんしん財団ヘルスケア・トレーナーの無料派遣



福利厚生をしっかりサポートします

従業員の健康管理、能力向上のサポート、旅行、レジャーなど、さまざまなサービスをご提供します。



あんしん財団WELBOX（ウェルボックス）

「あんしん財団WELBOX」は、旅行、レジャー、エンターテインメント、イベント等、さまざまな施設やサービスをWELBOX会員料金や特典付きで利用できるパッケージ型の福利厚生サービスです。

「あんしん財団WELBOX」の利用登録ができるのは被保険者（加入者）のみとなります

POINT 1

大手企業並みの福利厚生サービス！

1社1社では導入が難しい大手企業並みの福利厚生サービスを実現します。

POINT 2

社員の定着募集に貢献！

社員の満足度が向上することで、企業価値を高め社員の定着、募集に貢献します。

POINT 3

会社の保養所として利用できる！

家族旅行や従業員同士の交流にもご利用いただけます。

例えば、こんなサービスがあります。

WELBOX
無料eラーニング

語学からビジネススキルまで、多彩なeラーニング講座（約500講座）を

人気講座 BEST5

- TOEIC500点対策（リスニング/写真描写 vol.1）
- 実力派簿記 1.簿記のしくみ
- 仕事の段取り
- Excel365&2019 1.準備と設定
- 社会人の情報セキュリティ入門

2022年4月～2023年1月集計結果

なんと！
無料で受講可能！

通勤時間や社内研修に利用できるのが魅力です。

無料 WELBOX 健康チャンネル

24時間365日ご利用いただけます。

健康相談 「体の健康」に関するご質問やご相談に。

メンタル相談 「心の健康」の維持に。不安やストレスを感じたら…（メンタル相談のご利用は年間5回まで）

旅行・レジャー	海外旅行・国内旅行	スポーツ・レジャー
	●国内宿泊WEB予約 ●国内&海外パックスツアー ●海外ホテル予約サイト	●全国レジャー施設 ●ゴルフ場WEB予約 ●スポーツクラブ など
すご得！	毎週水曜日更新！ 50%～70%OFFのサプライズ商品が満載!!	
お得なポイント	「WELコイン」は、WELBOX会員限定のお得なポイント制度です。	

育児介護

グルメ

リラクゼーション
美容

エンタメ
スポーツ

など、この他にもさまざまなサービスをご利用いただけます。

あんしん財団WELBOXの詳細は右の二次元コードよりご覧ください



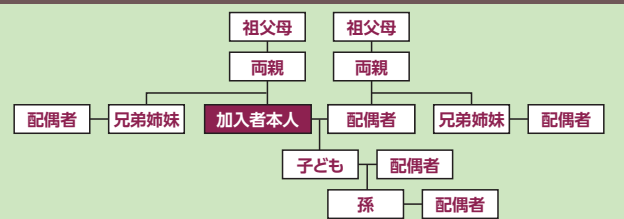
お問合せ先
あんしん財団 お客様サービス事業部

通話料 無料 0120-157-182

受付時間 9：00～17：30 / 土・日・祝日および年末年始除く
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

ご利用資格者範囲

ご利用は下図の加入者と記載のすべての方（2親等）が対象となります。ご登録はあんしん財団加入者のみとなります。



※「あんしん財団WELBOX」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。

株式会社イーウェルは、メインサービスの「WELBOX」をはじめとしたさまざまな福利厚生サービスを提供する東急不動産グループの企業です。

※同サービスの利用には会員番号および被保険者番号を用いたID登録が必要となります。「あんしん財団WELBOX」は、会員番号および被保険者番号が付与された日からご登録いただけます。会員番号および被保険者番号は契約手続き完了後に発行される「会員証兼保険証券」でご確認いただけます。「会員証兼保険証券」発行には最大で約1ヵ月かかる場合があります。

※掲載情報は2023年3月現在の内容です。サービス内容、特典などは一例であり、店舗や施設によって異なります。また、予告なく変わる場合がございます。

あんしん財団KENPOS

2024年4月スタート！

「あんしん財団KENPOS」の利用開始は2024年4月1日からとなります。また、「あんしん財団KENPOS」はご自身の健康管理サービスのため、ご利用は加入者本人のみとなります



みんなの健康応援サイト

健康管理に関する新しい福利厚生サービスを提供開始

KENPOS「あんしん財団KENPOS（ケンポス）」

あんしん財団KENPOSは、「歩く」「記録する」など健康になるための過程を楽しくサポートするWebサービス/アプリです。健康情報の管理、目標設定、記録といった見える化機能だけでなく、ご利用者が楽しく続けられるためのポイントやキャンペーンもご用意しています。

1

毎日の健康活動をかたんに記録



歩数

体重

行動

睡眠

血圧

など

活動記録でKENPOSチケットを貯めて、抽選会に参加し、ポイントをGETしよう！

ポイントを貯めるとお好きな商品やWELコインと交換できます。

2

健康診断の結果登録で健康リスクをチェック



健診結果を登録すると個人の健康状態や健康リスクをチャートでわかりやすく確認できます。

その他健康管理コンテンツもご用意

あすけん

摂取
カロリー

食事の記録をするだけで
管理栄養士のアドバイスを
受けられます。

WEBGYM

消費
カロリー

いつでもどこでも
スマホやタブレットから
フィットネスクラブの
メニューでエクササイズ！

そのほか健康クイズや健康コラムなど、健康管理を続けるためのコンテンツも盛りだくさんです。



スマートフォンアプリをダウンロードすればいつでも簡単に利用できます。



※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

「あんしん財団 WELBOX・KENPOS」でさらに充実した福利厚生を！

※事前にそれぞれのサービスへの初回登録を行っておく必要があります。

その他サービス

使用者賠償責任
保険制度

1加入者あたり3億円、1事故あたり10億円を支払限度額とする損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています（詳細は29ページをご覧ください）。

広報誌
「あんしんLife」

会員制度にご加入いただくと月刊誌が届きます。

各種補助金制度

支払条件がありますので、「申請手续のご案内」および補助金規程をご参照ください。

健康管理のための補助金

定期健康診断や人間ドックの受診費用の一部を補助します。
同一加入者1名に対し、定期健康診断または人間ドックのどちらか1年度間（4月1日～翌年3月31日）1回のご利用になります。

■定期健康診断 補助金

加入者1名につき1年度間1回

補助金額

2,000円まで

労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた定期健康診断が補助対象となります。
※定期健康診断に対する補助金制度については、2024年3月31日の受診分をもって終了になります。

■人間ドック 補助金

（人間ドック・脳ドック・PET検診・生活習慣病予防健診に加え付加健診を受診の場合）

加入者1名につき1年度間1回

補助金額

6,000円まで

■健康管理のための補助金 申請の流れ

STEP1

定期健康診断
または
人間ドックを受診

STEP2

あんしん財団へ
補助金申請書を
請求

STEP3

申請書類を
あんしん財団へ
郵送

審査

STEP4

補助金の
お受取り

資格取得に対する補助金

■ホームヘルパー等資格取得 補助金

加入者が介護関係の研修を修了または資格を取得したとき

補助金額

加入者1名につき1研修修了または1資格取得に対して5,000円まで

補助対象資格

・介護職員初任者研修の修了

・介護福祉士養成のための実務者研修の修了

・介護福祉士資格の取得

※加入者1名につき各1回まで補助。

使用者賠償責任保険制度

労災事故における使用者の賠償責任を補償！

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など（加入者に限ります）からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

3つの特長

1

あんしん財団の会員制度に自動セット！

この制度への加入手続きや会費の追加負担は不要。
当法人の会員制度にご加入いただくと、自動的にこちらの使用者賠償責任保険制度が付帯されます。

2

高額化する労災事故での賠償責任への備えとなります。

労働災害での使用者責任を問う高額な判決が続出しています。
賠償金、弁護士費用など最大1 加入者あたり 3 億円 / 1 事故あたり 10 億円を補償。
企業防衛にお役立ていただけます。

示談、訴訟時の
弁護士費用も補償

3

自殺や過労死、地震などの天災による使用者責任にも対応！

お仕事を原因としたうつ病による自殺や過労死、お仕事中に発生した地震などの天災によるケガなどにより会員企業や役員が法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。

精神疾患・過労死、熱中症、
地震などの天災にも対応

支払限度額 (1 会員事業所単位)	1加入者あたり 3億円 / 1事故あたり 10億円			
労働災害関係 高額判決例	判決認容額等	業 種	被災内容	判決年
	1 億 9,869 万円	製造	長時間労働による脳内出血で全介助状態	2008 年
	1 億 8,760 万円	飲食	過労による脳障害で寝たきり	2010 年
	1 億 6,524 万円	製材	玉掛けしていた原木が落下し、1 級障害	1994 年
制度の仕組み	あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。 ●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。			
制度の概要	従業員などの加入者（当法人の加入者）が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。			
支払われる 保険金の種類	(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 (2) 費用保険金：弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用 ●訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。			
保険金が 支払われない 主な場合	●被保険者やその事業場責任者の故意 ●戦争・内乱、核燃料等による災害 ●風土病、職業性疾病（脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます。詳細は30ページ） ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともしにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない（※）で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリック 2. つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーン 3. 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。			
「他保険等優先払」 特約	◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等（※）がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。			

定期健康診断

補助金制度終了のお知らせ

あんしん財団では、福利厚生事業（お客様サービス事業）の一環として提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。

本制度は、「**労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進**」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「**受診の普及・促進**」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。 受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。※	現行と変更ありません。

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。
ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となります。

使用者賠償責任保険制度の詳細は30ページをご覧ください。

28 | あんしん財団サービス内容 2024年2月号

あんしん財団サービス内容 2024年2月号 | 29

使用者賠償責任保険制度内容(詳細)

保険種類名	労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）、施設賠償責任保険（特定危険限定補償特約）
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険契約者かつ保険料負担者	あんしん財団
被保険者 （保険の利益を受ける者）	あんしん財団会員である事業主・法人およびその役員 ・会員とは、お客様サービス事業の「加入者サービス規約」に定められた会員に限ります。
補償対象者	あんしん財団加入者（特定保険業上の被保険者）
支払限度額 （1 会員事業所単位）	1 加入者あたり 3 億円 / 1 事故あたり 10 億円 （2014 年 3 月 24 日から 2015 年 3 月 24 日の間に発生した事故の支払限度額は、1 加入者 /1 事故あたり 2 億円）
保険金支払事由	補償対象者が業務上の事由または通勤途上の災害により被った身体の障害（注）について、被保険者が訴訟等により法律上の賠償責任を負った場合（ただし、「保険金が支払われない場合」を除きます） （注）ケガおよび一部の病気をいい、これらを原因とする後遺障害や死亡を含みます。
支払われる保険金の種類	（1）賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 （2）費用保険金：①弁護士報酬を含む訴訟・和解等の費用 ②示談交渉に要した費用 ③解決のための保険会社への協力費用 ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用 （注 1）①および②は事前に保険会社の書面による同意を得て支出した費用 （注 2）保険会社は、必要と認めた場合に被保険者に代って、自己の費用で損害賠償請求の解決にあたることができます。 ③は、この場合の協力費用をいいます。
保険金が支払われない主な場合	●次の事由によって生じたケガまたは病気 ・被保険者やその事業場責任者の故意 ・戦争や内乱、核燃料等による災害 ●次に該当するケガまたは病気 ・風土病 ・職業性疾病（注） （注）労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、以下の疾病を除きます。 ア. 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓の突然死を含みます）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 イ. 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 ウ. 暑熱な場所における業務による熱中症 ※上記ウ. を免責除外とする規定の開始日は 2014 年 3 月 31 日とします。 ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない（※）で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリック 2. つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーン 3. 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。
「他保険等優先払」特約	◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等（※）がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。

■保険契約者（会員）資格について

- 保険契約者（会員）は中小企業の法人または個人事業主となります。
ただし、次のいずれかに該当する場合はご加入になれません。

A. 東京証券取引所「プライム市場」または「スタンダード市場」上場企業
B. 事業を営んでいることを客観的に証明できないとき
C. 法人の設立前の準備期間と解散後の清算期間
- D. 個人事業主の開業前の準備期間と廃業後の清算期間
E. 外国に本社のある企業の日本支社
F. 社会通念上、事業として営まれていると評価できない事業
G. 反社会的勢力に該当・関係する事業所または個人

■被保険者（加入者）資格について

保険契約者（会員）の事業に従事する方がご加入いただけます。

- 法人事業所
その法人の役員、その法人が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・役員とは登記された役員を指します。
・役員には、法人事業所から一定の報酬を受けて役員会に出席する等、経営に関与している非常勤役員の方を含みます。
- 個人事業所
その事業主本人およびその事業に従事する家族、その事業主が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・家族とは民法に定める親族関係にある方を指します。
・その事業主本人およびその事業に従事する家族は、他の事業所に雇用されている場合はご加入になれません。

■ご加入にあたっての注意

- ・ご加入の際には、被保険者（加入者）ご本人の同意が必要です。また、その同意を証するため、「加入申込書」の同意欄に必ず「ご本人がフルネームで署名」してください。被保険者の同意のないままに契約をされた場合、契約は無効となります。

・反社会的勢力に該当・関係する事業所、該当・関係する方はご加入になれません。
- ・保険契約者資格、被保険者資格を事前に確認させていただきます。

・保険契約者資格、被保険者資格を有しない方がその事実を告げないで加入した場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

・事業所のエリアや業種、当法人による審査結果、その他総合的な判断によりご加入をお断りすることがあります。

■お申込みからご加入までの流れ

- 1) 本誌の説明とあわせて重要事項説明書の内容をご確認いただいたうえで、お申込みください。
※ご加入時には、保険金をご遺族等に支払うための手続きに関する書類として「就業規則」「労働協約」あるいは当法人所定の「傷害見舞金支払に関する確約書」のいずれかの書類をご提出いただけます。
- 2) 保険始期の日時（増員日時）は、「加入申込書の記載内容を当法人が確認した日時以降」かつ「加入申込書記載の申込日（告知日）から1ヵ月以内」の日時を、保険契約者と当法人で取り決めます。

3) 保険契約を締結した場合、保険契約者に会員証兼保険証券（増員の場合は変更確認書）を交付します。

■会費について お一人様 **月々2,000円**（うち保険料1,700円）

- 会費の自動振替
会費は、指定いただいた預金口座から、当法人が指定した日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に自動振替されます。
※初回会費として、2ヵ月分を口座振替によって払い込むものとします（保険料払込の猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合で未払保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険金をお支払いしません）。
- 会費の振替口座
会費の振替口座は、必ず保険契約者（会員）の法人名義の口座または個人事業主名義の口座を指定してください。

■会費の経理処理について

会費の経理処理は下記のとおりです。

		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の負担となり経費となりません。	事業主貸
	その他の加入者	事業主名義	②保険料相当部分以外(300円)は必要経費。	諸会費等
			全額必要経費	諸会費等

あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

受付時間

9:00～17:30（土・日・祝日および年末年始除く）

ケガをされた場合の
保険金の請求・受付24時間
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ

検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガのご連絡
- ケガによる保険金の請求
(死亡・後遺障害・入院・通院・往診)

各種補助金制度に
関するお問合せ

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号

受付内容

1

職場の環境改善のための各種補助金
(安全衛生設備等設置等)

2

人間ドック・定期健康診断補助金
ホームヘルパー等資格取得補助金あんしん財団WELBOXに
関するお問合せ

あんしん財団 お客様サービス事業部

通話料
無料

0120-157-182

使用者賠償責任保険制度に
関するお問合せ

あんしん財団 団体保険制度部

通話料
無料

0120-918-235



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	● 加入申込(未加入従業員の追加加入) ● 保険契約者(会員)の変更	通話料 無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。
2	● 加入者の減員、退会(解約) ● 契約更新や会員証に関する照会	通話料 無料 0120-745-108
3	● 上記以外の変更(事業所所在地などの変更) ● 会費支払(口座振替)に関する照会	通話料 無料 0120-840-849

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>